平成２１年（フ）第１９６６号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地２棟606号
債務者　安多　景子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８５号
京都府城陽市寺田今堀62番地の41
債務者　森　　泉
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０２号
京都市伏見区恵美酒町943番地
債務者　安本　好子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０３号
京都市伏見区恵美酒町943番地
債務者　安本　利幸
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１４８号
京都府相楽郡精華町精華台１丁目37番地２　ネオステージけいはんな公園アネシス126号
債務者　寅井しのぶ（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１６５号
京都府宇治市伊勢田町大谷61番地の34
債務者　岡田　英嗣
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０１号
京都市山科区西野山百々町227番地25
債務者　梅原恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９０１号
兵庫県西宮市獅子ヶ口町17番３―507号
債務者　高井　敦弘
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９１０号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目９番４―102号
債務者　谷口　厚子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０７９号
兵庫県西宮市大森町12番62号ジョワイースト102号
債務者　伊佐真由美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０８４号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目13番14号
債務者　宮本　明秀
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３０５号
鳥取県鳥取市元魚町１丁目113番地
債務者　尾﨑　英篤
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０５号
山口県下関市向洋町３丁目７番６号
債務者　山本美代子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
福岡市博多区博多駅前４丁目17番17号　ブライトンハウス703号、住民票上の住所山口県下関市一の宮町４丁目９番26号　ブルームーン113号
債務者　萬屋　正徳
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６７９号
愛媛県松山市三杉町６番29号
債務者　和田佐美子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７４０号
愛媛県松山市小坂３丁目２番20号　ヴィレッジ小坂Ｆ棟
債務者　上田　順子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７５０号
愛媛県松山市北立花町９番地10　丸和ビル403号
債務者　大橋　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１５１号
愛媛県西条市福武甲471番地６
債務者　野口　政廣
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで　松山地方裁判所西条支部